

ご回答

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
同代表者理事長 高嵩英弘 殿

- 1 平成25年6月14日付け書面につき、以下のとおりご回答致します。なお、回答を公表することがあると記載がありますが公表の同意は致しません。
- 2 当社は、当社がらくらくクラブ会則（「本件会則」）に基づき運営するらくらくクラブ加入契約の解約申出時までに本件クラブ会員として享受した会員特典（内容について後述する。本件会則上では「会員向条件付恩恵」と記載）相当額を控除した残額（以下、「残存既払金」という）について、①その全額をらくらく利用券として交付するか、②所定の解約手数料を控除した残額を金銭にて支払う（銀行振込）かのいずれかの方法により返金しています（本件会則10条1項）。
判決では、このうち②のみを「らくらく解約金条項」と呼んで、同条項につき消費者契約法9条1項に基づき無効と判断しました。
- 3 本件クラブ加入契約第10条1項で、事由の如何を問わず解約に応じているところ、らくらくクラブ利用券は、らくらくクラブが企画する国内旅行や特別企画旅行等、本件会則11条に規定するサービス以外にも、全国のホテルの宿泊料金、新幹線回数券やJTB等の旅行会社企画旅行代金に金券として充当することができるものであり、有効期間も発行日から30年とされており（本件会則6条3項）、実質的には金銭と同様の価値を有しております。
加入者にとっての経済的負担としては、らくらくクラブ利用券を交付するか、金銭を交付するかで全く差異はありません。
また、本件契約は30万円積み立て、30万円の券を交付するという契約で、加入者の便宜だけを図った制度でもあります。
- 4 このように、当社のメリットがないもので、募集も控え、控訴審判決が宣告されてからは、解約金条項が記載された申込契約書を使用しないだけでなく、本件契約を新たに締結すること自体を完全にとりやめております。
また、平成25年4月5日付け間接強制の申立書が送達されるまでに、解約金条項が記載された申込契約書を破棄したし、更に代理店に破棄するよう指示をし既に破棄されたと報告を受けています。

以上

平成25年6月28日

京都市中京区西ノ京中御門東町134番地

株式会社 セレマ

代表取締役 齋藤 武雄

